

青森県報

号外第七十二号

平成三十年
七月六日
(金曜日)

目 次

○青森県県税条例等の一部を改正する条例……………	(税 務 課) ……二
○青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例……………	(同) ……二〇
○青森県医療法施行条例の一部を改正する条例……………	(医 療 薬 務 課) ……二〇
○青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………	(保 健 衛 生 課) ……三
○青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	(高 齢 福 祉 保 險 課) ……三
○青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例……………	(障 害 福 祉 課) ……三
○青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例……………	(同) ……四
○青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(農 村 整 備 課) ……四

青森県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県県税条例等の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第九十六条の三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(政令第三十

九条の九に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しが行されたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特

定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係

る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第九十七条第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に

「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量」を「前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額」に改め、「計算」の下に「その他これらの規定の適用に関し必要な事項」を加え、「第三十九条の九」を「第三十九条の九の二」に、「方法により行うものとする」を「ところによる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（地方税法施行規則第八条の二の三に規定するものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・

五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令第三十九条の九の二第
四項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式た

ばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定

した金額

第九十八条中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第七条の二第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

附則第十三条第一項中「附則第三条の二の十九」を「附則第三条の二の二十」に改める。

第二条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

第九十七条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項及び第五項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「この節」の下に「(第五十二条の二を除く。)」を加え、同条第七項中「によつて」を「により」に改める。

第五十二条の二第一項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人(次項及び次条において「内国法人」という。)」を「内国法人」に、「前条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十二条の三とし、第五十二条の次に次の一条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による法人の県民税の申告)

第五十二条の二 特定法人である内国法人(法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人をいう。次条及び第五十三条において同じ。)は、第五十一条又は前条の規定により、これらの規定による申告書(以下この項から第三項までにおいて「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令若しくはこの条例若しくはこれに基づく規則の規定により納税申告書に添付す

べきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第五十一条及び前条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第四項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（法第五十二条第二項第四号に掲げる公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

4 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第五十六条第一項第一号口中「もの、」の下に「投資法人（」を加え、「（昭和二十六年法律第九十八号）」を削り、「投資法人、」を「投資法人をいう。第六十四条第二項第三号において同じ。）、特定目的会社（」に改め、「（平成十年法律第五号）」を削り、「特定目的会社」の下

に「をいう。第六十四条第二項第四号において同じ。」を加え、同条第四項中「この節」の下に「(第六十四条を除く。)」を加える。

第六十三条第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に、「にあつては」を「には」に改める。

第六十四条を次のように改める。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による法人の事業税の申告)

第六十四条 特定法人である内国法人(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。)は、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九又は前条の規定により、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書又は前条の規定による修正申告書(以下この項から第三項までにおいて「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令若しくはこの条例若しくはこれに基づく規則の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九並びに前条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(第三項において「添付書類記載事項」という。)を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第四項において「機構」という。)を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

4 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第七十六条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「国内」の下に「（法の施行地をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項中「この節」の下に「（第七十六条の八の二を除く。）」を加える。

第七十六条の八の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による譲渡割の申告の特例）

第七十六条の八の二 特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（第七十六条の七第一項から第三項まで及び前条各項の事業者に限る。）は、前二条の規定により、第七十六条の七第一項から第三項まで又は前条各項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前二条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、総務省令で定めるところにより、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を經由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第九十七条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第九十八条中「九百三十円」を「千円」に改める。

附則第三条の三第一項中「金額（）」を「金額に十万円を加算した金額（）」に改める。

附則第八条の四の二第一項及び第三項中「第五十二条の二」を「第五十二条の三」に改める。

附則第八条の五の二第一項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

附則第八条の七第二項後段を次のように改める。

この場合において、第七十六条の七第一項、第二項及び第三項前段の規定による申告に係る同条第一項、第二項及び第三項前段並びに第七十六条の八の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十六条の七第一項、第二項及び第三項前段	知事	税務署長
第七十六条の八の二第一項	から第三項まで及び前条各項	から第三項まで
	（は、前二条	（は、同条第一項、第二項又は第三項前段

第七十六条の八の二第三項	<p>知事</p> <p>電子計算機（入出力装置を含む。）</p> <p>法第七百六十二条第一号の機構</p>	<p>同項の国税庁</p> <p>電子計算機</p> <p>税務署長</p>
	<p>第七十六条の七第一項から第三項まで又は前条各項</p> <p>については、前二条</p> <p>、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を經由して行う方法その他総務省令で定める方法により知事に</p>	<p>同条第一項から第三項まで</p> <p>については、同条第一項、第二項及び第三項前段</p> <p>あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定める方法により</p>

第四条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

第九十七条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第九十八条中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

第九十六条の三中「及び次条第三項第一号」を削る。

第九十七条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を

乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に

掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

(青森県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 青森県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年七月青森県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「は、改正後の条例」を「は、青森県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、附則第十八項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、附則第十九項の表附則第十項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十一項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同表附則第十二項の表第百条の四第一項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中青森県税条例附則第十三条第一項の改正規定 公布の日
- 二 第一条中青森県税条例附則第七条の二第三項の改正規定 平成三十一年一月一日
- 三 第二条及び附則第十二項の規定 平成三十一年十月一日
- 四 第三条(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第三項から第五項までの規定 平成三十二年四月一日
- 五 第三条中青森県税条例第九十七条第三項及び第九十八条の改正規定並びに附則第十三項から第十八項までの規定 平成三十二年十月一日
- 六 第三条中青森県税条例附則第三条の三第一項の改正規定及び次項の規定 平成三十三年一月一日
- 七 第四条及び附則第十九項から第二十四項までの規定 平成三十三年十月一日

八 第五条及び附則第二十五項の規定 平成三十四年十月一日

2 前項第六号に掲げる規定による改正後の青森県県税条例附則第三条の三第一項の規定は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の青森県県税条例（以下「三十二年四月改正条例」という。）第三十五条第六項及び第五十二条の規定は、平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 三十二年四月改正条例第五十六条第四項及び第六十四条の規定は、平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 三十二年四月改正条例第七十六条第三項及び三十二年四月改正条例附則第八条の七第二項後段の規定により読み替えられた三十二年四月改正条例第七十六条の八の二の規定は、青森県県税条例第七十六条第二項に規定する課税期間が平成三十二年四月一日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合には、なお従前の例による。

6 次項から附則第十一項までに定めるものを除き、平成三十年十月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

7 平成三十年十月一日前に青森県県税条例第九十六条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第九十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条第一号に規定する製造たばこ（青森県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年七月青森県条例第五十二号）附則第七項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。

以下この項、次項及び附則第十一項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する青森県県税条例第九十六条第一項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は平成三十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

8 前項に規定する者は、平成三十年改正法附則第十条第二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号。以下「平成三十年第二十四号改正省令」という。）附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分（新法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

10 附則第七項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第一条の規定による改正後の青森県県税条例（以下「改正後

の条例」という。)の規定中たばこ税に関する部分(改正後の条例第九十七条第一項、第九十八条、第九十九条及び第百条の二の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十七条第二項	前項	青森県県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年七月青森県条例第五十八号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。)附則第七項
第九十七条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第七項
第百条の三第一項	前条の規定によつて申告書 法第七十四条の二十四項	平成三十年改正条例附則第八項の規定によつて申告書 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下この節において「平成三十年改正法」という。)附則第十条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十四項
第百条の三第二項	前条の規定によつて申告納付する 前条	平成三十年改正条例附則第八項及び第九項の規定によつて申告納付する 平成三十年改正条例附則第八項
第百条の四第一項	地方税法施行規則第八条の五第一項 三項 地方税法施行規則第八條の五第一項	平成三十年改正法附則第十条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十第一項から第三項 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)附則第五条第一項
	第百条の二第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第八項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

第百一条第一項	法第七十四条の二十四第四項	平成三十年改正法附則第十条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十四第四項
第百一条第二項	法第七十四条の二十一第二項	平成三十年改正法附則第十条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十一第二項
第百一条の二	第百条の二第一項若しくは第三項 法第七十四条の二十二第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第九項 平成三十年改正法附則第十条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十二第一項又は第二項
第百一条の三	法第七十四条の二十三第六項又は第七十四条の二十四第五項	平成三十年改正法附則第十条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十三第六項又は第七十四条の二十四第五項

11 平成三十年改正法附則第十条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、改正後の条例第百条の二の規定により知事に提出すべき申告書に、平成三十年第二十四号改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、平成三十年改正法附則第十条第七項の返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

12 平成三十一年十月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

13 次項から附則第十八項までに定めるものを除き、平成三十二年十月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

14 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されること

となるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

15 前項に規定する者は、平成三十年改正法附則第十二条第二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。以下「平成三十年第二十五号改正省令」という。）附則第四条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

17 附則第十四項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の青森県税条例（以下「三十二年十月改正条例」という。）の規定中たばこ税に関する部分（三十二年十月改正条例第九十七条第一項、第九十八条、第九十九条及び第百条の二の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十七条第二項	前項	青森県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年七月青森県条例第五十八号）
----------	----	--------------------------------------

<p>第百一条の二</p>	<p>第百条の二第一項若しくは第三項 法第七十四条の二十二第一項又は第二項</p>	<p>平成三十年改正条例附則第十六項 平成三十年改正法附則第十二条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十二第一項又は第二項</p>
<p>第百一条の三</p>	<p>法第七十四条の二十三第六項又は第七十四条の二十四第五項</p>	<p>平成三十年改正法附則第十二条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十三第六項又は第七十四条の二十四第五項</p>

18 平成三十年改正法附則第十二条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、三十二年十月改正条例第百条の二の規定により知事に提出すべき申告書に、平成三十年第二十五号改正省令附則第四条第三項に規定するところにより、平成三十年改正法附則第十二条第七項の返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

19 次項から附則第二十四項までに定めるものを除き、平成三十三年十月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

20 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

21 前項に規定する者は、平成三十年改正法附則第十三条第二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年第二十五号改正省令附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

22 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

23 附則第二十項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第四条の規定による改正後の青森県税条例（以下「三十年改正条例」という。）の規定中たばこ税に関する部分（三十三年改正条例第九十七条第一項、第九十八条、第九十九条及び第百条の二の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十七条第二項	前項	青森県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年七月青森県条例第五十八号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十項
第九十七条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十項
第百条の三第一項	前条の規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第二十一項の規定によつて申告書
	法第七十四条の二十四第四項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十四第四項

									前条の規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第二十一項及び第二十二項の規定によつて申告納付する
第百条の三第二項	前条	法第七十四条の二十第一項から第三項	平成三十年改正条例附則第二十一項							
	三項	法第七十四条の二十第一項から第一項から第三項	平成三十年改正法附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十							
	地方税法施行規則第八条の五第一項	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第五条第一項	平成三十年改正条例附則第二十一項							
第百条の四第一項	第百条の二第一項から第三項まで	平成三十年改正法附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十	平成三十年改正法附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十							
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日								
第百一条第一項	法第七十四条の二十四第四項	平成三十年改正法附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十	平成三十年改正法附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十							
	法第七十四条の二十一第二項	平成三十年改正法附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十一第二項								
第百一条第二項	第百条の二第一項若しくは第三項	平成三十年改正条例附則第二十二項								
	法第七十四条の二十二第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十二第一項又は第二項								
第百一条の三	法第七十四条の二十三第六項又は第七十四条の二十四第五項	平成三十年改正法附則第十三条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十三第六項又は第七十四条の二十四第五項								

知事に提出すべき申告書に、平成三十年第二十五号改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、平成三十年改正法附則第十三条第七項の返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

25 平成三十四年十月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第五十九号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等取扱税条例（平成二十五年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第二項」に改め、同条第十二号中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第三項第二号」に改める。

附則

この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

青森県医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

青森県条例第六十号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県医療法施行条例の一部を改正する条例

青森県医療法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「補正等」を「補正」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「第五項、」を「第五項並びに」に、「並びに」を「並びに省令第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される省令」に改める。

第五条第一項中「並びに省令第五十四条及び」を「、省令第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される省令第五十四条並びに省令第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用される省令」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条に規定する既存の病床数を算定するに当たっては、平成三十六年三月三十一日までの間、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第三十号）第四十二条に規定するところにより、介護老人保健施設又は介護医療院の入所員数を既存の療養病床の病床数とみなす。

3 前項の規定によりその規定するところによるものとする法令の規定が改正された場合における同項の規定の適用については、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められたときにあつては、当該経過措置の例により、当該経過措置が定められないときにあつては、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定の例によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

青森県旅館業法施行条例（昭和四十五年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条中「営業の」を「旅館業の」に改め、同条第八号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第九号中「ゆかた及びまくらカバー」を「浴衣及び枕カバー」に、「洗たくした」を「洗濯した」に改め、同条第十号中「こえて」を「超えて」に改め、同条を第四条とする。

第六条第二項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

青森県条例第六十二号

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三月青森県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同法」の下に「第七十二条の二第一項第一号及び」を加え、「同条第二項」を「同法第七十二条の二第一項第二号及び第七十四条第二項」に改め、同条第二項中「同法」の下に「第百十五条の二の二第一項第一号及び」を加え、「同条第二項」を「同法第百十五条の二の二第一項第二号及び第百十五条の四第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「並びに法」の下に「第二十一条の五の十七第一項第一号及び」を加え、「同条第二項」を「法第二十一条の五の十七第一項第二号及び第

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

二十一条の五の十九第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに法」の下に「第四十一条の二第一項第一号及び」を加え、「同条第二項」を「法第四十一条の二第一項第二号及び第四十三条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「より災害復旧」の下に「又は突発事故被害の復旧」を、「当該災害復旧」の下に「又は当該突発事故被害の復旧」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭